第２回北海道道路メンテナンス会議

日時：平成26年　9月24日（水）
10:00～12:00
場所：札幌第１合同庁舎 講堂
（札幌市北区北8条西2丁目）

議　事　次　第

（１）　開会

（２）　議長　挨拶

（３）　議事

１）点検計画の策定について　【資料１】

２）点検業務の地域一括発注について　【資料２】

３）地方公共団体への技術支援について　【資料３】

４）その他

（４）　閉会

資料1

点検計画の策定について

点検計画の策定について

◆省令・告示に基づき、5年に1回の近接目視による定期点検を実施。今後5年間で計画的に点検を実施

1. 計画対象施設

- 橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

2. 優先順位の考え方

- 別紙「橋梁定期点検の優先順位の考え方」等を踏まえ計画策定。

3. 計画の公表

- 年内を目途に、今後5年間の点検計画の策定に取り組む。
- 道路インフラの現状や老朽化対策の必要性に関する国民の理解を促進するため、道路メンテナンス会議で公表予定。

点検計画について

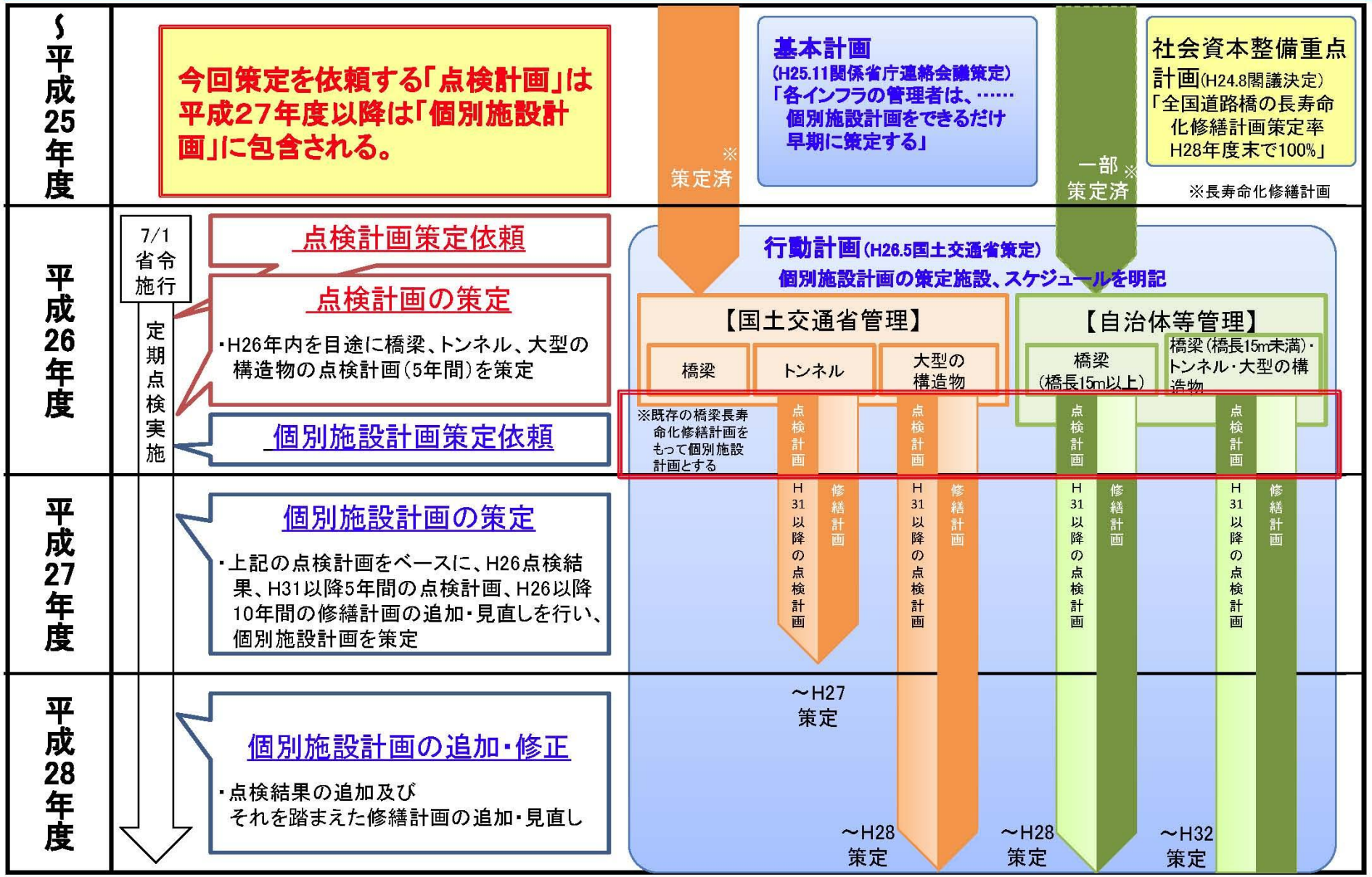
～平成25年度
平成26年度
平成27年度
平成28年度
今回策定を依頼する「点検計画」は平成27年度以降は「個別施設計画」に包含される。
策定済※
基本計画
(H25.11関係省庁連絡会議策定)
「各インフラの管理者は、……個別施設計画をできるだけ早期に策定する」
一部策定済※
社会資本整備重点計画(H24.8閣議決定)
「全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率H28年度末で100%」
※長寿命化修繕計画
7/1省令施行
定期点検実施
点検計画策定依頼
点検計画の策定
・H26年内を目途に橋梁、トンネル、大型の構造物の点検計画(5年間)を策定
個別施設計画策定依頼
個別施設計画の策定
・上記の点検計画をベースに、H26点検結果、H31以降5年間の点検計画、H26以降10年間の修繕計画の追加・見直しを行い、個別施設計画を策定
個別施設計画の追加・修正
・点検結果の追加及びそれを踏まえた修繕計画の追加・見直し
行動計画(H26.5国土交通省策定)
個別施設計画の策定施設、スケジュールを明記
【国土交通省管理】
橋梁
トンネル
大型の構造物
【自治体等管理】
橋梁(橋長15m以上)
橋梁(橋長15m未満)・トンネル・大型の構造物
※既存の橋梁長寿命化修繕計画をもって個別施設計画とする
点検計画
H31以降の点検計画
修繕計画
～H27策定
～H28策定
～H28策定
～H32策定

別紙

新しい点検要領に沿って点検を開始する地方公共団体における
橋梁定期点検の優先順位の考え方（案）

	対　象	備　　考
最優先 （建設後年数や点検記録の有無によらず、直ちに点検に着手すべきもの）	・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 ／ 跨線橋 ・緊急輸送道路を構成する橋梁 ・既往損傷がある、著しい損傷がある等、緊急的に点検が必要な橋梁	・高速道路を跨ぐ跨道橋及び跨線橋については、高速道路会社及び鉄道事業者との調整が必要なことから、直ちに協議等に着手する ・市町村は緊急輸送道路を構成する橋梁の点検に初年度から着手する
優先度高 （地域の実情に応じて優先的に点検に着手すべきもの）	・建設後相当年数（築約50年以上）経過している橋梁 ・建設年次不明および建設後一度も点検していない橋梁 ・主要幹線道路(注)を構成する橋梁 ・重交通が多いことや環境状況が厳しい等早期に点検が必要な橋梁	
―	・その他上記以外の道路	

（注）主として、地方生活圏および主要な都市圏域の骨格を構成する道路、地方生活圏相互を連絡する道路や主要地方道（緊急輸送道路を除く）など、道路管理者の判断による

記入様式

道路橋個別点検データ

【記入年月日：平成26年〇月〇日】

B列	C列	D列	E列	F列	G列	H列	I列	J列	K列	L列	M列	N列	O列	P列	Q列	R列	S列	T列	U列	V列	W列	X列	Y列	Z列	AA列	AB列	
道路橋名（ﾌﾘｶﾞﾅ）		路線名	架設年次（西暦）	橋長（m）	幅員（m）	管理者		行政区域		起点側の位置		距離標（キロポスト）	上り・下り線	当該道路橋緊急輸送道路の種類	道路橋下条件（跨いでいるもの）			代替路の有無	自専道一般道	占用物件（名称）	通行規制	点検計画					備考
						管理者名	管理事務所名	都道府県名	市区町村名	緯度	経度				緊急輸送道路	鉄道	その他					H26	H27	H28	H29	H30	
															一次、二次、三次、無し	新幹線、その他鉄道、無し	【任意】例：●●川、市道、県道										
〇〇橋	（ﾏﾙﾏﾙﾊｼ）	県道〇〇号線	1984	101	11.8	〇〇県	〇〇事務所	〇〇県	〇〇市〇〇区〇〇町	43°11′02″	141°19′28″	0.000	上り線	一次	二次	無し	県道	有	一般道	水道	通行止め（劣化損傷）	〇					

参　考

（１）管理者別の道路延長と橋梁数【北海道】

北海道では、全橋梁約3万橋のうち約2万橋が市町村道

【日本の道路種別と延長割合】

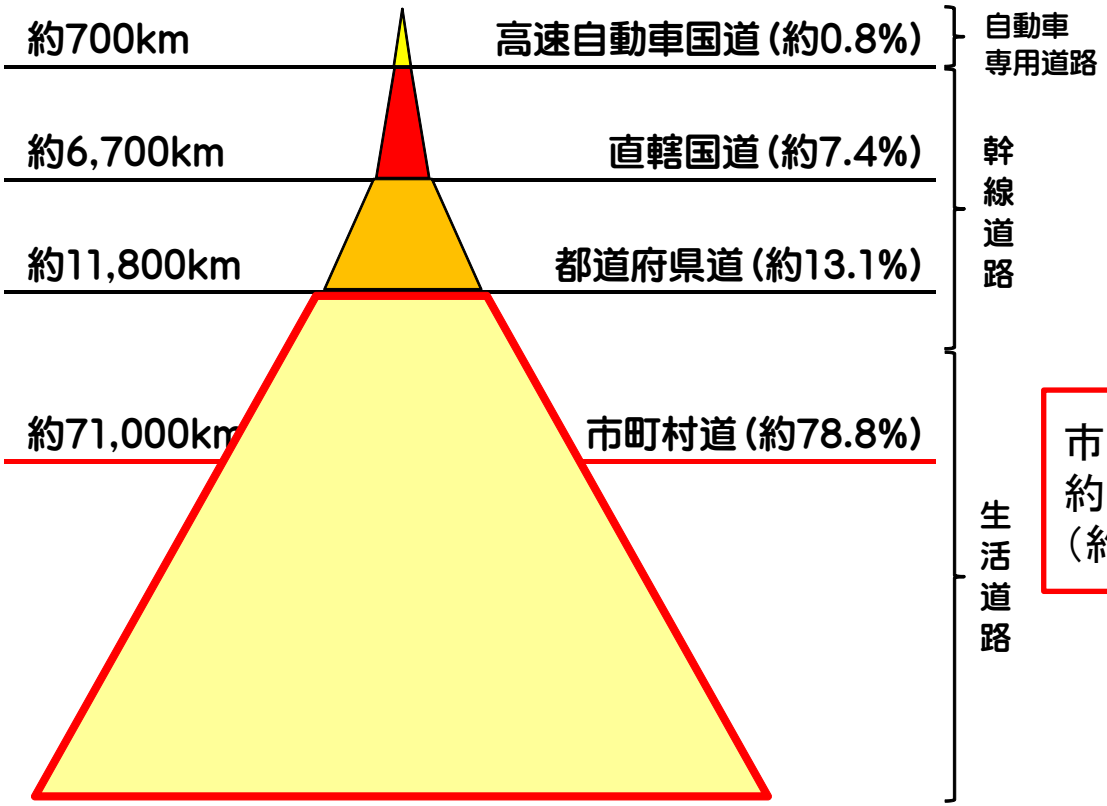

合　計　　約90,100km（100.0%）

※開発局調べ（ H24.4 ）

【道路種別別橋梁数】

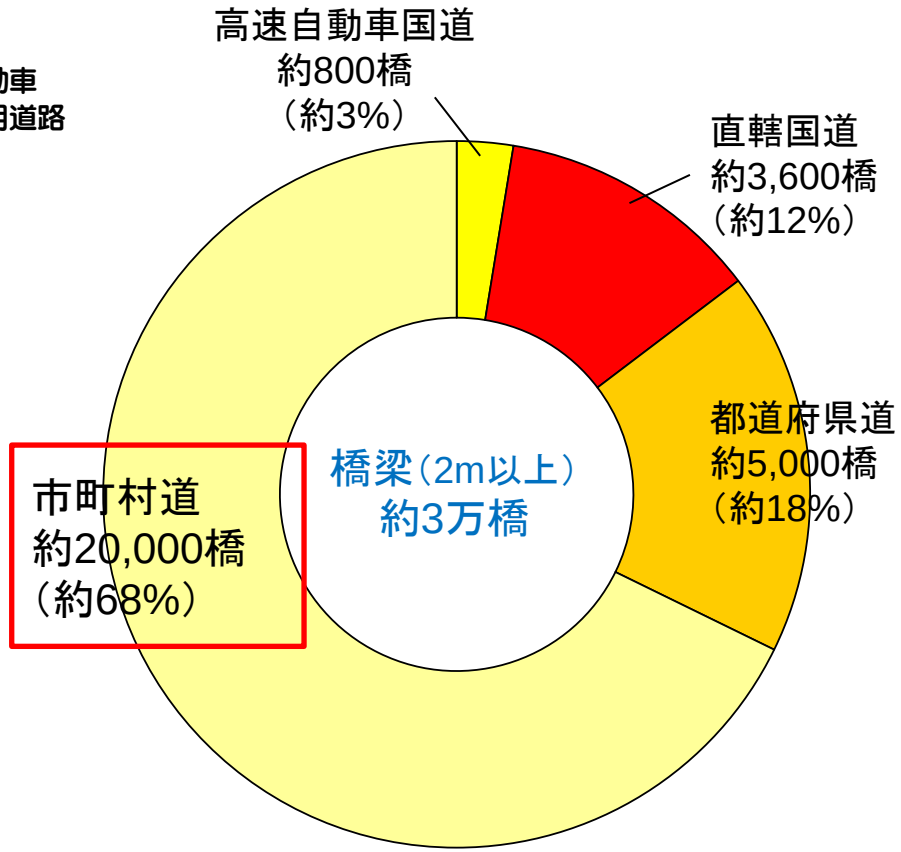

※四捨五入により端数調整している

※開発局調べ（ H25.4 ）

※北海道管内に補助国道なし

1. 省令・告示、定期点検基準の体系

① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。（トンネル、橋などの構造物に共通）
② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。（トンネル、橋などの構造物毎）
③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。（トンネル、橋などの構造物毎）

法令・定期点検基準の体系

道路法
↓
政令
↓
省令・告示
H26.3.31公布
7. 1施行
↓
定期点検基準
定期点検要領

H25.9.2施行

・維持、点検、措置を講ずることを規定

・トンネル、橋及び、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるものについて定期点検を規定
・5年に1回、近接目視を基本として実施
・健全性の診断結果を、4段階に区分

（トンネル、橋などの構造物）
構造物に共通の規定

・構造物の特性に応じ省令・告示に沿った具体的な点検方法
・主な変状の着目箇所、判定事例写真等

（トンネル、橋などの構造物）
各構造物毎に策定

道路法の改正 （H25.9.2施行）

＜道路法＞

■　道路の維持又は修繕を定める。

第四十二条　道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

２　道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

３　前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

道路法等の改正に伴う政令（H25.9.2施行）

＜道路法施行令＞

■　道路の維持・修繕に関する技術的基準等を定める。

第三十五条の二　法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二　道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

２　前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

道路法施行規則の一部を改正する省令

＜維持管理に係る省令の規定＞

■　**道路の維持又は修繕に関する技術的基準等を定める。**

第四条の五の二　令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

二　前号の点検を行つたときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三　第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

資料2

点検業務の
地域一括発注について

自治体アンケート結果【地域一括発注の意向】

➢ 今後、一括発注の希望を視野にいれている自治体は、約6割弱。

問　今後の点検業務について、一括発注の意向について、お答え下さい。

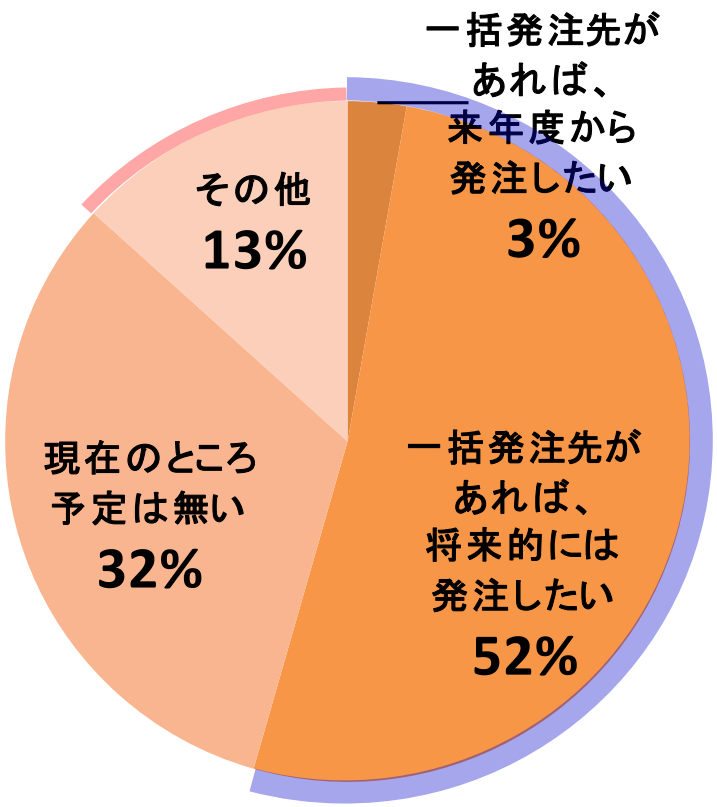

【H26.8　道内自治体アンケート結果より】

（その他の主な意見）

- 今後の状況をみて検討したい
- コストの抑制が大幅にできるのであれば検討したい
- コストを含めた具体的なメリットを見極めて判断したい
- 一括発注方式のメリット・デメリットを再度整理し検討したい
- 一括発注先があれば、費用も含め検討したい
- 具体的な制度内容が示された後、検討していきたい

現在、地域一括発注を

複数市町村にてH26実施を検討中

資料3

地方公共団体への
技術支援について

点検に係る講習会等の実施

平成26年度の取り組み

○道路メンテナンス講習会（老朽化の現状等）

地方公共団体職員および学生等を対象に13地区で実施中

開発建設部	実施予定日	開催場所	対象橋梁	対象
札幌開発建設部	平成26年9月26日（金）	美唄市	R12　中の沢橋	自治体職員
	平成26年10月3日（金）	札幌市	R12　野津幌川橋	自治体職員
	平成26年9月下旬～10下旬	千歳市	R36　千歳橋	学生（北大）
函館開発建設部	平成26年10月下旬	函館市	R228　釜谷橋	自治体職員
小樽開発建設部	平成26年8月4日（月）	岩内町	R276　宿内橋	自治体職員
旭川開発建設部	平成26年8月26日（火）	旭川市	R237　忠別橋	自治体職員
室蘭開発建設部	平成26年10月1日（水）	室蘭市	R37　白鳥大橋	学生（北大）
	平成26年10月中旬～下旬	室蘭市	R37　白鳥大橋 R36　輪西高架橋	学生（室工大）
釧路開発建設部	平成26年8月26日（火）	標津町	R244　標津橋	自治体職員
帯広開発建設部	平成26年9月5日（金）	帯広市	とかち館（座学）	自治体職員
網走開発建設部	平成26年10月21日（火）	大空町	R334　大進橋	学生（北見工業生）
留萌開発建設部	平成26年7月22日（火）	増毛町	R231　彦部橋	自治体職員
稚内開発建設部	平成26年7月18日（金）	浜頓別町	R238　クッチャロ橋	自治体職員他

開発局職員による現地講習状況（旭川）

受講者による打音状況（留萌）

座学受講状況（釧路）

【橋梁点検研修】

北海道開発局

橋梁点検研修の実施について

■点検研修実施方針

➢**自治体職員および直轄職員の点検研修を目的として、各自治体の橋梁をフィールドとして活用。**

➢点検方法は、説明会等で説明し、現地で詳細に説明。

➢**地上点検、橋長10m程度の橋梁5橋/日・自治体当たりを目標**

橋梁点検車等の作業機械を使用せず、**梯子・脚立等簡易な足場で点検可能な橋梁**で実施

①橋長10m程度の単純桁を基本（橋梁として扱われるボックス橋も可）

②長寿命化修繕計画等で、補修予定がある橋梁は除外

③特殊形式の橋梁は除外

➢支援体制は以下の通り

開発局職員2～3名（開発建設部及び事務所でローテーション）

■点検研修実施

➢**各開発建設部が市町村と調整した結果、96市町村、約390橋梁にて、9月中旬から点検研修を実施**

点検研修（大空町　H26.9.12）

資料4

その他

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２６年９月１７日
記　者　発　表

地方公共団体管理の老朽橋梁に「道路メンテナンス技術集団」を派遣します

～全国３橋梁で直轄診断を試行～

道路の老朽化対策に関しては、多くの施設を管理している地方公共団体に対して、財政面、技術面等でこれまで以上の支援が求められています。

そこで、国土交通省では、地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い下記の３橋梁について直轄診断※を試行的に実施することとしましたので、お知らせ致します。

橋梁名	市町村名	直轄診断実施主体
三島大橋（みしまおおはし）	三島町（みしままち）（福島県）	東北地方整備局
大前橋（おおまえはし）	嬬恋村（つまごいむら）（群馬県）	関東地方整備局
大渡ダム大橋（おおどだむおおはし）	仁淀川町（によどがわちょう）（高知県）	四国地方整備局

・各橋梁の内容については、別添をご覧下さい。
・現地作業の実施日については、後日、各地方整備局より発表させていただきます。

※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

【全体の流れ】

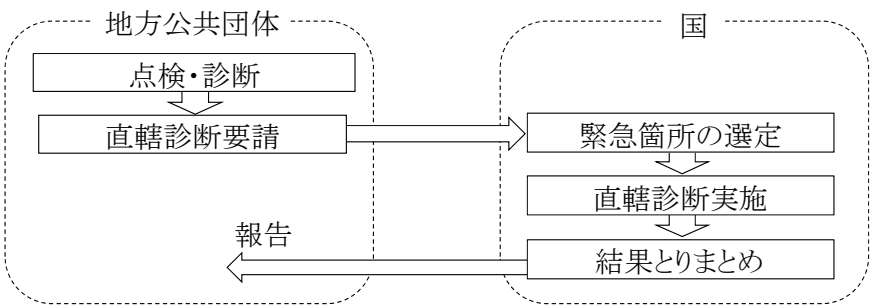

【資料】　別添：今年度実施箇所

＜問い合わせ先＞
道路局 国道・防災課 道路保全企画室　企画専門官　田中　倫英
代表 03-5253-8111（内線 37813）直通 03-5253-8494　FAX 03-5253-1620

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス:http://www.mlit.go.jp）にも掲載しています。

【別添】直轄診断実施箇所

国土交通省

県名	町村名	路線名	橋梁名	建設年	延長（m）	緊急性・高度な技術力の必要性（町村での点検結果より）
福島県	みしままち 三島町	町道 みやしたないり 宮下名入線	みしまおおはし 三島大橋	昭和50年	131	大規模アーチ橋で多数のボルト破壊が進行しており、早急に全てのボルト交換が必要
群馬県	つまごいむら 嬬恋村	村道 おおまえほそばら 大前細原線	おおまえはし 大前橋	昭和33年	73	建設後50年以上が経過した施工方法等の詳細が不明なコンクリート橋であり、主桁等に大きな損傷が見られる
高知県	によどがわちょう 仁淀川町	町道 によどあがわ 仁淀吾川線	おおど　おおはし 大渡ダム大橋	昭和58年	444	高度な専門技術が求められる吊り橋で、健全性に大きな影響をもつ主桁接合部などで損傷が散見

三島大橋

ボルトの脱落

大前橋

主桁・橋脚の損傷

大渡ダム大橋

主桁の腐食

老朽化広報（パネル展）の実施

平成26年度の取り組み

○老朽化広報（パネル展）

H26.9現在、計１８回実施（内２実施中、１実施予定）

パネル掲載場所	日程
利別川総合水防演習	平成26年6月14日（土）
札幌北一条地下通路	平成26年6月13日（金）　～　平成26年8月18日（月）
国道230号札幌市豊滝除雪ステーション	平成26年6月19日（木）　～　平成26年12月下旬
北海幹線用水路ウォーキングイベント（北海土地改良区）	平成26年7月27日（日）
北海道庁ロビー	平成26年8月7日（木）　～　平成26年8月8日（金）
北海道庁道路課フロアー	平成26年8月11日（月）　～　平成26年9月上旬
北海道庁幹部室フロアー	平成26年8月11日（月）　～　平成26年9月上旬
空知総合振興局ロビー	平成26年7月22日（火）　～　平成26年7月25日（金）
空知総合振興局ロビー	平成26年8月11日（月）　～　平成26年9月上旬
空知総合振興局ロビー	平成26年10月20日（月）　～
札幌開発建設部（本部・事務所）	平成26年8月11日（月）　～
中川町ポンピラ温泉	平成26年7月11日（金）　～　平成26年8月20日（水）
胆振総合振興局ロビー	平成26年8月1日（金）　～　平成26年8月14日（木）
広尾町（第59回十勝港まつり）	平成26年8月2日（土）
遠別漁港	平成26年6月21日（土）
留萌開発建設部ロビー	平成26年7月16日（水）　～　平成26年8月1日（金）
稚内地方合同庁舎ロビー	平成26年8月1日（金）　～　平成26年8月29日（金）
道の駅ピンネシリ	平成26年8月31日（日）

老朽化広報パネルの展示状況

老朽化広報パネルの閲覧状況